

時事新報

社會上の問題にも實主義を廢す可し
 一國全體の有様と一人身體の有様とは同一の規則に支配せらるゝの例少なからざれば社會上の問題を説明して之に應ずる方策を求めんとする者は生理學の原則を研究すること甚だ大切なる可し蓋し一國の生活は前後幾千年に亘りて長く、人間の短き一生を以て目撃したる可きに非ず唯僅かに先人より遺傳したる不十分なる口傳歴史に依て其大概を窺ふ可きの又世界中に國を稱するものも其數多し其爲めに與取存亡の事例を鑑みんとするにも甚だ不自由なり左ればとて社會學上政治の試験の爲めにて特に謀反を企つ可きに非ず經濟の試験の爲めにて憲法の増設と試む可きに非ざれば此學問に實地演習は甚だ行われ難きを知る可し又一國なるもの之を組織するの材料甚だ多くして然るも錯雜と極めかの自から働かざるの常なれば其間に原因結果の出沒起伏する所を探究するが如きは難中の至難とも云ふ可しものなり之に反して今生理學の事は困難からざるに非ずと雖も河豚を喰ふ者は忽ち死して其毒たるや疑ふ可からず虎列刺は病恐る可しと雖も其患者は數多ければ其毒は實地の中にて得る可し難くならず十全健康の人、舊病痼疾の人の平生を知り其發症を診斷するも自ら方寸の中に存して例へば醫師が患者に接するときは先づ其父母の有病無病を問ひ、本人誕生の土地、其年齢、其職業、其生活の有様等殘る所なく之を問ひて其相親を視、その性質と察し、其患部を打診し、其脈動と按去、遠く病の原因する所を求め、深く其起伏する所を判定して適當の方劑を授るもとなれば之を彼の社會學上の診斷療法に比して其難易同日の論にあらざれば生理學の進歩は社會學よりも速かにて既に遙に確實の點に達し國の病と治せるの醫師と人の病を療するの醫師に及ばざるものと明白なれば國醫たる社會學者は人醫たる生理學者の爲と學び國勢の觀察治安法を人身の診斷療法に求めて或は誤謬を免かる可き筈あるに然るも世間の國醫は其思想甚だ簡單に於て社會を視ること或は緻密ならず時として一偏の確言を信じて以て活世界百般の難問を解かんとするもの亦多し非ず其狀恰も神丹仙藥と稱する賣藥を以て萬病を治せんとするものより異ならず其約束の齟齬して失望するは固より怪まらむ足らざるなり近來世の論者が西洋の新主義を輸入し來りて自由貿易を是とせる者有り保護稅法を主張する者あり英國の政黨政治を悦ぶもれば獨逸の君主國強兵を致す可し天下太平を築まむ可しとて己が學び得たり又開得たるもの、外には曾て耳目を寄せずして自國の大小貴富民情習慣の如き計算の外に看過して平氣なる其有様は患者の容體を問はず高病一藥の妙効を収めんとするものに異ならず社會學の實主義とは即ち是れあり能く一國の健康を維持するに足る可きや疑はしき次第にこそあり然り而して國の健康と維持せんが爲め其觀察を綿密にせんとするには其國をして自らの容體と爲ししむるの外は妙手段ある可からず國言はす民の言論即ち國の苦樂痛痒と表するの章あれば凡そ國民たる者は其在朝在野を問はず都て秘密の畫策を脱して各を思ふ所爲す所と世に公けし政治

と秘密にせず商工業の事を秘密せず恰りも患者が自身の容體を訴るが如く其面目の有様を明かして以て相互に苦樂痛痒の在る所と知るの社會の治療法に缺く可からざるの要なる可しむかしの物語龍宮の乙姫病氣のとき人間界の醫師は直に龍宮に接するを許されざるが爲めに龍手を龍手に繋ぎ龍宮の微動に依て龍脈を診察したりとの事あり今の文明世界は居て社會の事相を診察するに斯る迂闊手段を用ひたらんには事に益なくて徒に人の疑惑愛想を増長せまむるに足る可きのみ社會學に實主義の行はるゝも其原因こゝに在り云はざるを得ず歐洲に於ては既に專賣免許の秘密す尙ほ且つ國の爲めに堪へ難き弊害なりと論ずる者あり或は財産の分配不均等にして貧富の懸隔今日の如く甚だしきも秘密主義の影響なりと云へり故に天下の秘密を擧げて世に公に之を自由と之を是非せしめて自由を其苦樂痛痒を訴へしむるに蓋し社會察病の要訣ならんものと

官報

○文部省告示第七號
 本年八月廿七日 文部大臣子爵森有禮
 長崎之ヲ監シ
 明治廿年八月廿七日 文部大臣子爵森有禮
 ○逓信省告示第五百一十一號
 本年九月十六日ヨリ左ノ郵便局ニ於テ貯金事務ヲ取扱ハシム
 下野國那須郡黒磯郵便局
 羽後國南秋田郡下北川郵便局
 明治廿年八月廿七日 逓信大臣子爵榎本武揚

○臺灣鐵道創設の奏議及起業規程
 臺灣鐵道の件は屢々本欄に登載せしが本年七月十九日刊行の上海字林報は該鐵道創設に關する臺灣巡撫劉銘傳の奏書及奏書に附して奏上せる臺灣鐵道起業規程と得て之を掲載せり因て左に其要領を抄出す
 目下臺灣は我國海防の要地として特に一省を分建するの始に當り宜く殖産工業を盛大にし農工商買と招徠して全嶋の繁榮富強を謀らざるべからず而して其目的を達せんには内外運輸の道途を便利ならしむるを最大急務なりとす曩に南洋諸島商務視察として派遣せしる委員革職道台張鴻鈞候補知府李彤恩等既に本地に歸航し新汽船會社を創立し新嘉坡、柴棍諸港との航路を始先たり然れども緊要なる臺灣内地の運搬不便なるを以て山地に許多の產物ありと雖も港場を輸出する能はず該委員等の言ふ所に據れば南洋各埠に於ける本國の出稼人等は臺灣内地の肥沃なる加ふるに近來政府の力を竭して招撫開墾せらるゝを聞き臺灣不歸航して營業せんと願ふも少とせす然れども荆棘滿地道路險阻今日之如くかれば人民を聚集し貿易を勃興せしむるは蓋し期し難かるべし又臺灣各港の中安平、旗後の兩港は春より秋に至り波浪の爲先船隻の停泊に便ならず暹尾港は淤泥日に港口に積重し大船の出入必す高潮の時を待たざるべからず只基隆一港は進退自由にして最良港灣と稱す而して淡水港とは陸路六十浬の距離あり其間運輸至難なれば基隆と取引を爲す商賈は止むを得ず暹尾口に遷移し往來貿易せり其商業は進歩を妨害するもの少しならざるべし故に本島に鐵道を布設し基隆に起りて臺南府に達せしめ各内地と港場の間を連絡せしめ獨り全島の商務に旺盛を加ふるのみならず海防に裨益する最も大なるべきを信す以上上の旨を以て商務委員等は尙も現今朝廷財政困難の秋あるに因り其工事費は一百萬兩の鐵道債券を發し之を民間に募集し該鐵道收入金を以て其元利を償還せしめ公金を動かさずして長程の鐵道を成就せんとす稟請せり臣等南洋の海外孤立の一嶋と爲るに拘はらず實に南部諸島の屏蔽と爲すべし地方の勤て殖産工業と振起し所有利源を開拓して全嶋の

經費は自ら之を供給し又南北の防兵は運轉節應自在あるにあらざれば永く邊疆を保ち一省の獨立を全くするを得ず現に本島駐防及清賦の事宜並に陸地海底諸電線架設工事に至るまで若々其歩を進め本年内外には次第に整頓と告ぐべし惟鐵道の事業に至りては臣深く其利を信じて疑はず雖も如何せん經費支出の途なきを以て遂に躊躇今日に及へり今幸に該委員等の計畫あり其事業を舉げて悉皆民間の資本に依り官府は多少の保護を與ふるのみにして將來空て厚利を收得せしむる方案あれば頗る贊成するに足る所なり又鐵道を本島に創設するに就きての利益は驛遞開墾、商業の諸事業の外目前の大利便三あり請ふ我皇太后皇上の爲に之を奏陳せん
 臺灣は四面皆海にして背面山路を除くの外は處處防守を置らざるべからず基隆、暹尾、安平、旗後の四港には現に大砲を購置し砲臺を築造せしめ且つ難とも其餘新竹、彰化、地方一帶海口紛岐去守禦難易ならず如し一旦有事の日敵陸兵を派して猝然岸に登れば南北の聲援隔絶し全臺立どころに危急の勢を見すべし若し鐵道ありて兵隊の調發便易ならしめ敵兵一意に登岸する等の虞なきを是れを海防の利便あり一あり臺灣は既に一省を分建せらるゝを以て中央省城を建設し南北各路を控制せらるゝべからず其省城を建築すべし彰化橋中路地方は前任巡撫岑毓英審か考察を加へ臣亦前年九月に於て親往見せしか其地勢平衍にして山ヲ襟海を帯ひ省城を置くに最も適當なり然れども山地に近接し水路の便を缺くを以て省城官衙廟宇等の建造に付き材料の運輸に不利なるのみならず建省の後商賈來住するも意外に稀少ならんことを恐る然るに鐵道開通するに至らば省城の商業繁昌を致すのべからず城垣官衙等の建築工事に與ふる便利と其材料運賃を減少するの利益は如何ぞや是き省城建設に利便ある二あり臺北より臺南に至る六百餘里(清里)の間に巨大なる溪流三道あり春夏之際山水暴漲して旅人の通を杜絶し大甲、房裡の兩溪の如きは毎年必ず墜死せるもの數十人あり故に牢固なる橋梁を架設するの議は目下に急迫せる一問題あり按するに大甲、房裡、曾文の三溪は其廣さ八里乃至十里あり其外數十丈乃至一百餘丈ある溪流二十餘條あり大甲溪は前任巡撫岑毓英が石壩を督造し水勢を殺し尙ほ橋梁を建造せざるに既に三十餘萬兩を費せり而して該石壩は數月の後山水の急漲に遇ひ全く破壊し石片は悉く推流され前功皆烏有に歸せり臣今各大小各溪上流の窄處に於て橋梁を架設せんと欲し其材料の費用を推算すれば銀三十萬兩より下とす然るに今該委員等は鐵道建設の稟請を准許するときは此困難ある二十餘箇の橋梁は一齊に興建せられ鐵道の利益を外にすれば國家は先づ差當り三十餘萬兩の費途を省くを得べし是を臺灣工事に利便ある三あり
 臣光緒六年とて曾て鐵道の利益を條陳具奏せしが當時世の風潮今日に異なるが如し殆ど異議者を以て目せられたり而して現今開平鐵道推廣の准許ありて其先例を示したれば臺灣鐵道の起業は敢て世人の疑議を招かざるべし況んや上陳する如く目前の大利便あるに於てをや且つ臺灣は本部内地の情況と同一ならず鐵道敷設の如きは商賈は勿論紳士も固より樂從するもの多し曾て異言を唱ふるものなきが如し准許を蒙らば臺灣大局に裨益する豈淺鮮と爲さんや伏して皇太后皇上の聖鑒訓示を乞ふ
 左に謹で議定したる臺灣鐵道起業規程を呈呈して御覽に供す
 第一條 基隆港より臺南府に至る六百餘里間に鐵道を敷設するに付き總ては鋼軌軌條、汽機車、客車貨車其他鐵路に於ける橋梁は民間の承辦に屬す其工事資本銀一百萬兩は七箇年を以て悉皆償還せべし其利息は年六釐とし毎年を支持し其利は悉皆配當は収入の多寡を核量し更に議定する所を以て之を報告すべし
 第二條 臺北乃至臺南府各地は約ね沃壤にして其民富裕なれば該鐵道敷設費用は土地は鐵道會社の資格を以て買入んとするときは必ず價格の昂貴を來し事業成功の妨害なれば其線路用地は總て

官府より規定
 第三條 基隆府には共に數箇の人口稀少に處の工事に迅速せしめ運賃多額に無代價を以て之を經理すは之を經理すは會社に於て政府は九割を收社其餘の收入して修理人及司事員の第六條 鐵道敷設場所は官房及碼頭等とす
 第七條 官有に歸する鐵道は一經派遣して監督鐵軌條は一經用ふべし又派遣は軌條、機關、注文し年賦を員立會の上陸を營むた先にとを得ざる
 第八條 華米銀行の反對
 第九條 華米銀行の反對
 第十條 華米銀行の反對
 第十一條 華米銀行の反對
 第十二條 華米銀行の反對
 第十三條 華米銀行の反對
 第十四條 華米銀行の反對
 第十五條 華米銀行の反對
 第十六條 華米銀行の反對
 第十七條 華米銀行の反對
 第十八條 華米銀行の反對
 第十九條 華米銀行の反對
 第二十條 華米銀行の反對